

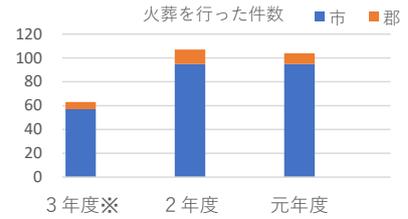
実態調査
「『身寄り』のない方の死亡に関する行政対応について」
集計結果（まとめ）

調査目的	○『身寄り』のない方の死亡後の行政対応について明らかにすること ○家族が行うことがあたり前とされていたこれまでの社会の変容を認識できるようにすること ○『身寄り』がなくても、人の死の尊厳が守られる地域をつくっていくきっかけとすること
調査対象	長野県内の市町村福祉担当課（77か所）
調査期間	令和3年（2021年）12月20日 ～ 令和4年（2022年）1月20日
回答件数	$\frac{70}{17} / 77$ 市町村 （回答率 $\frac{90.0}{\quad}$ % ） 53 / 58 町村
実施者	社会福祉法人長野県社会福祉協議会

調査結果

【問1】 死亡後の引き取り人がいないため「墓地、埋葬等に関する法律」第9条1項により火葬又は埋葬を行った件数

		3年度※	2年度	元年度	計
火葬	全県	63	107	104	274
	市	57	95	95	247
	郡	6	12	9	27
埋葬	全県	0	0	0	0
	市	0	0	0	0
	郡	0	0	0	0



※3年度は11月末までの数字（以下、同じ）

引き取り人がいないため、法律に基づき火葬した件数は、今年度が11月末までに63件、2年度、元年度はいずれも100件を超える数字となっています。特に市部における件数が多く、全県に対する割合は90%を超えています。（参考：全県に対する市部の人口割合は約80%）。

なお、この法律による「埋葬」は土葬のことと捉えるため、件数の計上はありません。

【問2】 問1うち「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」第七条一項に基づき、「行旅死亡人」として火葬又は埋葬した件数

		3年度	2年度	元年度	計
火葬	全県	1	4	7	12
	市	0	3	1	4
	郡	1	1	6	8
埋葬	全県	0	0	0	0
	市	0	0	0	0
	郡	0	0	0	0

この法律に基づく火葬の実施件数は今年度11月末までに1件、2年度4件、元年度7件でした。件数自体は多くありませんが、毎年度、数件の事例があります。町村部の方が対応ケースが多くありました。

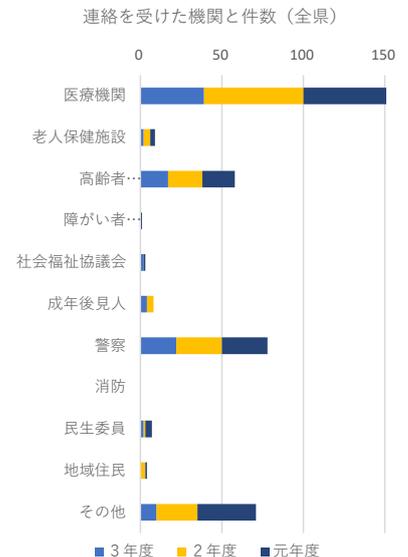
【問3】 『身寄り』のない方の死亡に関して、引き取り人の有無を問わず、連絡を受けた機関等と件数

		3年度	2年度	元年度	計	%
医療機関	全県	39	61	57	157	39.6
	市	33	52	55	140	
	郡	6	9	2	17	
老人保健施設	全県	2	4	3	9	2.2
	市	2	4	3	9	
	郡	0	0	0	0	
高齢者福祉施設	全県	17	21	20	58	14.6
	市	10	18	17	45	
	郡	7	3	3	13	
障がい者福祉施設	全県	0	0	1	1	0.2
	市	0	0	1	1	
	郡	0	0	0	0	
社会福祉協議会	全県	2	0	1	3	0.7
	市	0	0	0	0	
	郡	2	0	1	3	
成年後見人	全県	4	4	0	8	2.0
	市	3	3	0	6	
	郡	1	1	0	2	
警察	全県	22	28	28	78	19.6
	市	16	22	19	57	
	郡	6	6	9	21	
消防	全県	0	0	0	0	0.0
	市	0	0	0	0	
	郡	0	0	0	0	
民生委員	全県	2	1	4	7	1.7
	市	2	1	3	6	
	郡	0	0	1	1	
地域住民	全県	0	3	1	4	1.0
	市	0	3	0	3	
	郡	0	0	1	1	
その他	全県	10	25	36	71	17.9
	市	8	22	34	64	
	郡	2	3	2	7	
計	全県	98	147	151	396	
	市	74	125	132	331	
	郡	24	22	19	65	

身寄りのない方の死亡に関し、連絡が最も多く寄せられているのは「医療機関」からであり、回答件数の約40%に達しています。次いで「警察」が約20%で、自宅等で死亡し、通報により警察が対応、その後身寄りがないということで行政につながる場合が多いことが推察できます。

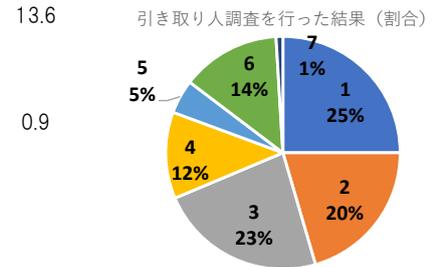
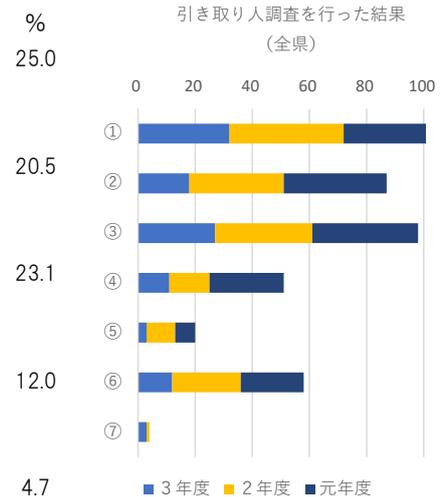
なお、「その他」の件数が多いのは、庁内からの件数を含んでいるためです。

また、連絡を受けた機関等を把握しきれていない市町村もありました。



【問4】 『身寄り』のない方の死亡に関して、引き取り人の調査を行った結果

		3年度	2年度	元年度	計	%
親族等が見つかり、連絡が取れ、遺体が引き取られた ①	全県	32	40	34	106	25.0
	市	21	35	33	89	
	郡	11	5	1	17	
親族等が見つかり、連絡が取れたが、遺体の受け取り等葬祭対応を拒否された ②	全県	18	33	36	87	20.5
	市	16	29	32	77	
	郡	2	4	4	10	
親族等が見つかり、連絡が取れ、遺骨が引き取られた ③	全県	27	34	37	98	23.1
	市	25	31	28	84	
	郡	2	3	9	14	
親族等が見つかり、連絡が取れたが、遺骨の引き取りを拒否された ④	全県	11	14	26	51	12.0
	市	8	12	25	45	
	郡	3	2	1	6	
親族等が見つかったが、連絡が取れない ⑤	全県	3	10	7	20	4.7
	市	3	8	7	18	
	郡	0	2	0	2	
親族等が見つからない、またはいない ⑥	全県	12	24	22	58	13.6
	市	9	21	17	47	
	郡	3	3	5	11	
現在調査中 ⑦	全県	3	1	0	4	0.9
	市	1	1	0	2	
	郡	2	0	0	2	
全数	全県	106	156	162	424	
	市	83	137	142	362	
	郡	23	19	20	62	



身寄りのない方の死亡に関して連絡を受けた後、遺体や遺骨の引き取り人を調査した結果について、令和元年度からの3か年度（令和3年度については11月まで）の全数424件中、①遺族等に遺体が引き取られた件数が106件（25.0%）、③遺骨が引き取られた件数が98件（23.1%）あった一方、引き取りが拒否されたり、親族と連絡が取れない、あるいは親族がいない、見つからないなどの件数を合わせると216件（50.8%）となり、引き取り人の調査を行うものの、半数以上の方が誰にも引き取られることなく行政において火葬、遺骨の保管、埋葬などが行われていく実態が明らかになりました。

問5 引き取り人が見つかるまでの間の遺骨の保管方法、調査回答時点での保管件数

		市町村数	現在の保管件数
担当部署内の保管庫	全県	6	15
	市	4	10
	郡	2	5
庁舎内の保管庫 (担当部署外)	全県	4	0
	市	1	0
	郡	3	0
地域の寺院	全県	16	135
	市	5	129
	郡	11	6
その他	全県	14	238
	市	4	222
	郡	10	16

問6 遺骨の保管年月の定めの有無

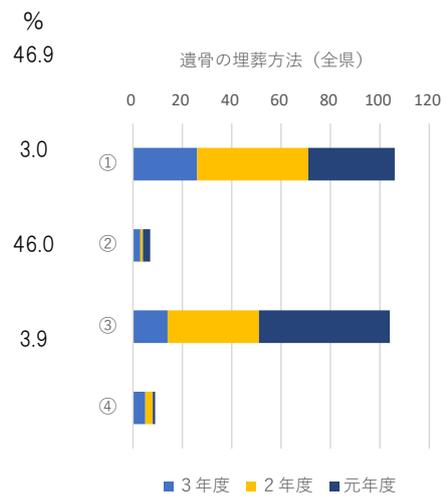
定め有り	1
定め無し	69

引き取り人が見つかるまでの遺骨は、行政の庁舎内（「担当部署内の保管庫」や「庁舎内の保管庫（担当部署外）」）で一旦保管される他、「地域の寺院」に納骨、保管されたり、状況によって「その他」様々なところで保管されることになります。

なお、遺骨の保管年月を定めている市町村はほとんどありませんでした。このように遺骨の保管方法やその期間は市町村によって異なり、一律に対応できるものではないことが推察されます。

【問7】 引き取り人がいない場合の遺骨の埋葬方法

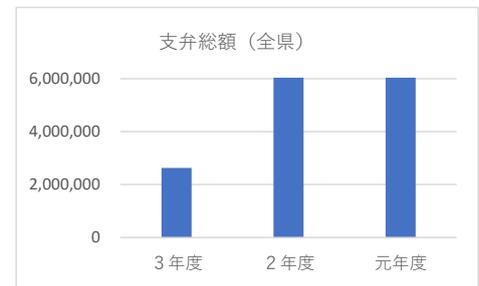
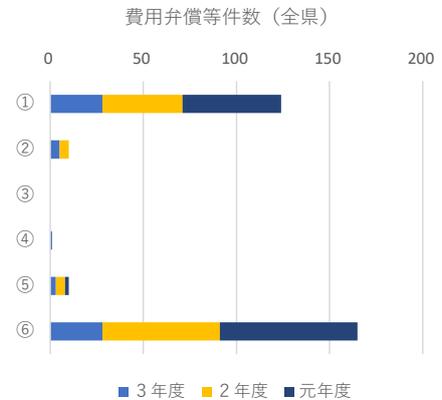
		3年度	2年度	元年度	計	%
市町村が管理する無縁墓、無縁塚への埋葬 ①	全県	26	45	35	106	46.9
	市	23	39	27	89	
	郡	3	6	8	17	
市町村が契約する永代供養墓地への埋葬 ②	全県	3	1	3	7	3.0
	市	3	1	2	6	
	郡	0	0	1	1	
地域の寺院等に依頼して埋葬 ③	全県	14	37	53	104	46.0
	市	11	32	51	94	
	郡	3	5	2	10	
その他 ④	全県	5	3	1	9	3.9
	市	2	2	1	5	
	郡	3	1	0	4	
全数	全県	48	86	92	226	
	市	39	74	81	194	
	郡	9	12	11	32	



引き取り人がいない遺骨について、最終的に「市町村が管理する無縁墓」等に埋葬するか（106件：46.9%）、「地域の寺院等に依頼」して埋葬するか（104件：46.0%）、いずれかの方法によることがほとんどであることがわかりました。

【問8】 費用の弁償のため、死亡人の遺留金品を充てた件数、相続人に費用請求した件数、予算から経費支出した件数・額

		3年度	2年度	元年度	計
所持金（現金）による費用弁償件数 ①	全県	28	43	53	124
	市	26	37	50	113
	郡	2	6	3	11
預貯金の解約による費用弁償件数 ②	全県	5	5	0	10
	市	3	2	0	5
	郡	2	3	0	5
有価証券の売却による費用弁償件数 ③	全県	0	0	0	0
	市	0	0	0	0
	郡	0	0	0	0
遺留物品の売却等による費用弁償件数 ④	全県	1	0	0	1
	市	1	0	0	1
	郡	0	0	0	0
相続人への請求件数 ⑤	全県	3	5	2	10
	市	2	5	0	7
	郡	1	0	2	3
予算からの支弁件数 ⑥	全県	28	63	74	165
	市	27	58	68	153
	郡	1	5	6	12
上記支弁総額（円）	全県	2,632,430	6,175,007	6,604,849	15,412,286
	市	2,632,430	5,514,390	5,524,783	13,671,603
	郡	0	660,617	1,080,066	1,740,683
1件当たりの平均額（円）	全県	94,015	98,015	89,254	93,407
	市	97,497	95,075	81,246	89,356
	郡	0	132,123	180,011	145,056



引き取り人がいないため行政において火葬等を行った場合の費用について、本人の「所持金」から弁償した件数がこれまでの3か年度で120件ありました。また、本人の遺留金品からの弁償や相続人への請求を超える部分の支弁を含めて、市町村の「予算からの支弁」件数が162件に及んでいます。その額は令和元年、2年度いずれも全県で600万円を超えています。なお、支弁した額の1件当たりの平均はおよそ9万3千円となっています。

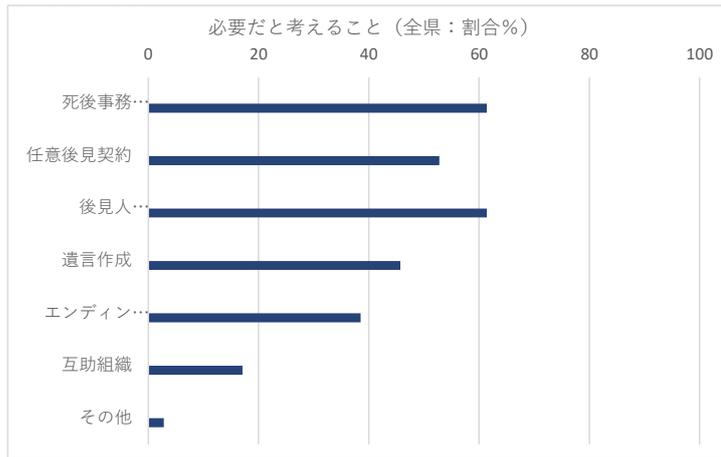
問9 費用弁償のための年度予算

		3年度	2年度	元年度
予算計上	全県	30	29	29
	市	10	11	11
	郡	20	18	18

市町村が費用弁償を行うため、令和3年度の予算に金額を計上している市町村は30を数え、回答市町村数の4割以上が予算措置しています。

問10 『身寄り』のない方の死亡後も、本人の意思が尊重され尊厳が保たれるために必要だと考えること

		件数	割合%
死後事務 委任契約	全県	43	61.4
	市	15	88.2
	郡	28	52.8
任意後見契約	全県	37	52.8
	市	10	58.8
	郡	27	50.9
後見人 選任	全県	43	61.4
	市	10	58.8
	郡	33	62.2
遺言作成	全県	32	45.7
	市	6	35.2
	郡	26	49.0
エンディング ノート作成	全県	27	38.5
	市	10	58.8
	郡	17	32.0
互助組織	全県	12	17.1
	市	5	29.4
	郡	7	13.2
その他	全県	2	2.8
	市	0	0.0
	郡	2	3.7



身寄りのない方の死亡後、本人の意思が尊重され尊厳が保たれるために必要なこととして最も回答が多かったのは「死後事務委任契約」と「後見人選任」でいずれも回答市町村の60%を超えました。「任意後見契約」「遺言」「エンディングノート」を必要とする回答も多く、本人の生前、判断能力を欠く以前の意思をあらかじめ確認できたり、契約や公正証書などにして残していくことが必要だと認識していることがわかります。

問11 『身寄り』のない方の死亡時の対応として (1) 課題となっていること (2) 取り組んでいること

- (1) ・警察や病院等から葬祭執行者がいない場合に連絡があり、遺体と一緒に遺留金品等を渡されるが、親族や相続人が判明しない場合は勝手に処分できないため、保管場所の確保に苦慮している。
- ・借家の鍵が遺留品に含まれている場合もあり、建物管理者から貸してほしいと依頼があっても親族等の許可なしに貸すことができない。
 - ・身寄りのない方が増え、親族調査や親族対応の業務量が増えている。
 - ・墓地埋葬法における「死亡地」の解釈が市町村ごとに異なり、相談がしづらいこと（居住地と住民票設定市町村が異なる場合など）。
 - ・アパート等の荷物の処分について、行政では対応できない。
 - ・遺留金品の取扱いについて。相続財産管理人選任手続きなどの申立ては、予納金が出せず手続きができないケースあり。
 - ・高齢化や核家族化、生活困窮など様々な要因により、身寄りなきご遺体の対応が増加し、財政面だけでなく従事する職員の精神的な負担が増加することが予測されるが、継続的に行政が対処せざるをえないものと思われる。そうしたなか、課題として次の点をあげたい。①財産管理人申立等の簡素化による要する時間の短縮（※費用が発生することに加え、選任までに時間を要し煩雑な印象あり）、②ゆうちょ銀行以外の金融機関の預金の払戻しの制度化（※預金はあるが払戻しが容易にできない）、③死後事務委託契約の普及（※仕組み自体を知らないことから普及せず）
 - ・誰が葬祭を執り行うか／財産相続について／死後の住居の片づけ
 - ・預金があってもそこからの支払いができない。
 - ・今後件数が増えた際の予算／未然防止策の検討・周知
 - ・慰留金がないケースがほとんどで、葬儀や遺留物品の廃棄などに係る費用を負担しなくてはならない。
 - ・墓地の構造上、保管できる遺骨の量に制限があるため、今後、墓地の改修などが必要となる。
 - ・金銭等の管理／相続人の確認作業
 - ・死亡者の相続人が相続放棄をせず、火葬代の支払いや遺骨の受取を拒否し続けている場合の対応。
 - ・死亡者が預金口座を保有していても、郵便局以外の金融機関については、行政が引き落とすことが出来ない。
 - ・死亡者の相続人が全員相続放棄した際、相続財産管理人を選任しようとしても、本人にある程度の財産がないと選任できない。（そもそも行政が財産調査を行うことができない。）
 - ・親族が引き取りを拒否した場合の遺骨の埋葬方法。公営の霊園等がないため、取り扱いに苦慮している。
 - ・事例がほぼないので、実務が発生したときの対応について不安がある。
 - ・相続人や縁故者がいなく財産が放置されてしまうケースにおいて、財産がアパート等貸家内や賃地上にある場合、処分方法や費用等で苦慮することが考えられる。
 - ・死後の遺品整理、手続きの後見制度の対応（身元引き取り人がおらず、死後の手続きを後見人に依頼するケースが多くなっている。市町村でどこまで対応するか判断の難しさ）。
 - ・行旅死亡人取扱に関する規則や要綱を持っていないので、実際にこういった案件が発生してしまった場合、請求に至るまでが難しい。
 - ・親族等の連絡先が把握できていない。死後の取扱い（遺体・荷物の引取り、借家の退去手続き、入院費等の支払い等）が決まっていない。本人の意思が確認できない。
 - ・親族を特定することに時間がかかる。親族を特定できたうえで親族に通知し、遺骨の引取りの可否や火葬費用の請求に対する返答に時間を要す。行政で保管している遺骨の埋葬場所がなく、検討が必要である。
 - ・死亡届を提出していただく人を探すのが課題。行政が費用負担することに対して、理事者の理解を得ることが難しい。身寄りのない方の死亡の連絡から火葬までの日が短く、対応している時間がない。
 - ・寺院に保管してある遺骨の扱い方法。（寺院の負担になっている）

- ・これから先、このような事例が出てくると想定されるが、財産の処分などどのような手続きで進めたらよいか。
- ・近年、本件に該当するケースは発生していないが、社会情勢等から、今後は発生する可能性も高まると思われる。該当ケースが発生した際の行政対応のガイドラインが明確化できていないため、スムーズな対応ができるか不安が大きい。
- ・死亡時のこと等をどう考えているのかを問うが「自分は大丈夫である」と言い、もしもの時の話ができない。成年後見までいかない方のもしもの時（入院・死亡・死後のこと）のために契約できるサービスがあるとよい。民間やNPOなど都会にはあると思うが、地方には担う団体がいないので、県社協等でサービスの構築を考えていただきたい。
- ・前段階として、入院時、入所時に身元保証人、緊急連絡先等にあたる方がいないため相談されるケースがある。親族がいても関わりを拒否しようとする方が多い。
- ・事例がほとんどないため、事例が出た時に進め方に戸惑うことが予想される。過去にあった事例を、整理しておくことが必要。
- ・遺骨の保管場所
- ・公共料金等の未払いについて各機関から連絡や問い合わせがあるが、相続人が不明であり、行政が本人の金品を使って代り支払いをすることも出来ないため、各機関への説明に苦慮する場合がある。
- ・日常生活自立支援事業等の金銭管理サービスを利用していた方が亡くなり、預貯金等が遺されると、相続人が見つからない場合、社協の預かりになってしまうとの課題を社協の金銭管理担当者から聞き取っている。
- ・現在のところ設問のような事例はないが、親子の関係性が悪く、実親が亡くなった際に実子が火葬や葬儀の段取りを自身で行わ（え）ないため、職員が全面的にサポートし執り行ったケースが過去にあり、今後も親子関係等の希薄さからこのようなケースが発生する懸念がある。また、親族等のいない天涯孤独な高齢者も実際に存在する可能性があり、いざという時に適切な対応が図れるかが課題である。
- ・近年、家族・親族が近隣に不在で連絡が取れても当初対応を拒否するケースが増えてきている。（何とか説得のうえ対応いただいている）
- ・事例がないため体制等決めがない状況。今後必要となってくると思われるため検討していく。
- ・ゴミ屋敷の場合が多く、防犯上よくない。ゴミの片づけ、自宅の処分に困る。
- ・行政として明確な制度や処理的なフローチャートの整備がされていない。（希少ケース対応でその都度での対応となっている）
- ・無縁墓地の土地に限りがあるため、今後、埋葬する土地についても考えていく必要がある。また、亡くなった方の遺留金品の管理、相続人の調査等が課題である。
- ・死後のお骨の管理、遺留金品の処分、保管、管理／相続人を探す／相続財産管理人の手続き／契約（アパート、光熱水費等）の解約、家の片づけ

(2) ・法律により定められたことしかできないため、今後は不要と思われる遺留品等は預からないよう関係機関と調整していく必要がある。

- ・死亡前から身寄りのない方は、死亡時を想定し、火葬や埋葬、そこにかかる費用について本人や後見人と相談している。
- ・発生した事案に対し、真摯な気持ちで現行法に定められた範囲で対応している。
- ・弁護士等に相談するなどしているが、金融機関の定める方法に従う以外にない事例が多い。金融機関によっては行政が証明すれば、預金を現金化できるところもあり、全ての金融機関において、一律に現金化できるような制度を望む。
- ・献体、遺言作成、未然防止、予算化、マニュアル作成に向けた準備。
- ・社協が中心となって、身寄り問題研究会がスタートしている。
- ・組織としての取り組みは特になし。ケース発生時にその都度の対応となっている。
- ・取り組めてはいないが、マニュアルが必要だと思われる。
- ・圏域の後見センターの活用。弁護士、司法書士等専門家への相談。
- ・救急医療情報キットの普及。
- ・地域包括支援センターの日常業務の中で、元気なうちに本人と良い関係を築き、親族の連絡先を聞いておく。
- ・社協を含め、仕組み作りの検討を検討中。
- ・高齢者一人暮らしへの訪問を実施して、なるべく身寄りを聞き出すようにしている。
- ・身寄りのない方となるリスクの高い方に関わり、生前に親族とコンタクトをとって現状報告から死後の対応を相談する等「身寄りのない方」とならないような予防的な対応を心がけている。
- ・令和3年度当初予算で、身寄りのない方が死亡した際の葬送費用を予算化した。
- ・地域包括支援センター、福祉係、民生委員が協力し、高齢者独居の方に親族の連絡先を聞き取り調査し、行政の高齢者台帳へ記載している。
- ・成年後見制度利用支援事業のように、死後事務委任契約についてサポートをする取り組みについて検討していきたい。
- ・現段階での具体的な取り組みはないが、対象者を把握した場合、成年後見支援センターを活用するなど、今後、任意後見や法定後見制度の利用等を検討し、早めの段階での備えを図っていきたい。
- ・生前中の随時の本人の意思確認（親族等への連絡意向・葬儀、埋葬について等）。親族が判明しているケースについては、随時手紙等でアプローチしている（現状で返信等、反応は無い）。
- ・事前にわかっている方については、司法書士の方などと相談して死亡後の手続きや本人の意思確認を行ったりなどの支援を個別で行っている。組織として行っていることはない。
- ・具体的な取り組みを現在行っていないため、今後課題解消に向けて検討していきたいと考えている。
- ・成年後見制度の普及啓発／終活ノートの普及啓発

考察

○『身寄り』のない方の死亡後の市町村の対応状況がおおよそ明らかになりました。医療機関や警察などからの連絡を受け、その方の親族等を調査しますが、遺体の引き取り人が見つかるまでは時間がかかり、また遺体の引き取りを拒否されることもあり、法律に基づき行政機関として火葬を行う事例が多くあります。令和元年度、2年度、行政が火葬をおこなった件数はいずれも100件を超えており、相対的な比較はできませんが、人の最後を取り扱う件数としては決して少ない数字ではありません。

○引き取り人を調査し親族等にたどり着いたとしても、遺体、遺骨の引き取りを拒否されたり、直接連絡が取れなかったりすることも多く、また親族が見つからない、いない場合もあり、その割合は行政において引き取り人を調査した件数の5割を超えます。死亡後、誰にも引き取られることがない人が多くいること、そして親族のつながりがここまで希薄になっている今の社会の実態が改めて浮き彫りになりました。

○行政機関としては、人の死と社会の現実に向き合いながら対応していますが、親族等の調査や引き取り人がいないために行う火葬や遺骨の保管、納骨・埋葬などにかかる時間と労力と費用、そして精神的な負担は大きく、身寄りがいない方の死亡事例が増えるほどそれが増大していくことが推察されます。また、遺留金品や遺骨の保管場所、納骨・埋葬場所にも限りがあるなど、物理的な課題もあります。

○一方で、誰にも引き取られることなく無縁仏として取り扱われることになる本人について、その人が望む最後のあり方であったのか、その人の尊厳が十分に尊重されているのか、こうしたことを私たちは考えていかなければいけません。

○本人の意思が死亡後のあり方にしっかりと尊重されるために、生前、判断能力が十分なうちに「死後事務委任契約」や「任意後見契約」、「遺言」や「エンディングノート」の作成などの取り組みが社会全体に広がっていくこと、また、判断能力を欠く方であっても「後見人」が選任されることで、その人の死後の権利も擁護されることが大事になると考えます。

○身寄りがいないことがスタンダードとなりつつあるなか、身寄りがなくても、人としての最後において、いかにその人の意思が尊重され、希望に添う扱いがなされるのか、社会の課題として問われているものと考えます。そして、こうした課題をしっかりと受け止め、一人ひとりの尊厳が最後まで保たれるあんしんした地域社会をつくっていかねばいけないと考えます。

○今、本会の呼びかけによる「あんしん未来創造プロジェクト」として、市町村行政、社協などが連携しながら「身寄りなき時代の地域ガイドラインづくり」の取組みを推進しています。身寄りがいないことで生じている課題を明らかにし、そのことを持って人としての権利が奪われないよう関係する者が集い、できることを持ち寄り、役割分担を明確にすることで、身寄りがなくても地域であんしんして生活できることを目指し、市町村ごとにそのガイドラインを作成していくことを目指しています。

「身寄りなき時代の地域ガイドラインづくり勉強会」

【第1回】

令和3年7月30日開催

- ・参加：8市町村の行政及び社協職員
- ・ゲスト：NPO法人つながる鹿児島理事長・芝田淳氏



【第2回】

令和4年1月21日開催

- ・参加：11市町村の行政及び社協
- ・ゲスト：新潟県魚沼市社会福祉協議会 佐藤直樹氏

